

## 平成 18 年度鳥取市政懇話会 第 4 回教育福祉部会議事要旨

日時：平成 18 年 10 月 2 日（金）午後 1 時 30 分～午後 5 時

場所：鳥取市役所駅南庁舎 地下第 1 会議室

出席者

【委員】安藤委員、池本委員、海野委員、川口委員、下田委員、仲山委員、三谷委員、吉田委員、吉村委員 <欠席 溝口委員>

【鳥取市】森本人権政策監、綾木人権推進課長、久野同和対策課長、田中男女共同参画課長、下田こども家庭支援室長、橋本中央地域包括支援センター長、森田児童家庭課参事、松ノ谷人権教育課長 <事務局（企画調整課）> 大田課長補佐、岸田主事

協議内容

部会長 それでは、進行にしたがって進めたいと思う。最初に委員のみなさんに福祉に関する人権について話をしてもらいたい。なるべく長くならないようお願いしたい。

委員 人権は、範囲・幅が広い。子どもたちやお年寄りのこと。広すぎて何と言ってよいか。私の意見は、男女共同参画、人権一般の方だが、男女共同参画には組織的なものが必要。

委員 民生委員をしているが、個人情報の保護と公開の矛盾に苦労している。65 歳以上の方が対象の援助や助成をお知らせするのに、年齢を聞きにくく、支援が行き届きにくい。また、母子家庭や父子家庭がどこにいらっしゃるのかわからない。学校から要支援の連絡がきて問題があるのが初めてわかる。

委員 福祉施設の NPO 法人の理事長をしている。申請してから許可が出るまでが長く、ネックになっている。介護応援の人からトラブルの声が入ってくる。市は把握しているのか。私はよく呼び出されるが、市の仕事ではないかと思う。市には、きめ細かな指導・連絡をしてほしい。

委員 自分の専門に目がいき、関連するところとの整合性がとれていないのでは。人権尊重の姿勢が福祉につながる。障害者に対してバリアフリーというが、誰にとってもバリアフリーであることが大事。また、個人情報保護が福祉の関係では不便になっている。情報が入ってこないで、有効な活動が活発に行えない。個人情報保護の観点もあるが、市の担当者と民生委員等とが密に情報共有して進めることが重要。一人暮らしの高齢者の方たちの交流会をしているが、対象の方を探すのが大変。お子様誕生お祝い訪問でお祝い金を持って行く。そのときに何かあれば言ってほしいと挨拶に行く。

委員 幼児の虐待について、市はどのような対策をしているのか。ドメスティック・バイオレンスの被害者の駆け込み寺的なものが市にはない。法テラスが、今日から稼働したようだが。

委員 精神的・法律的な部分の整備はできてきているかもしれないが、現場の声に合わせて社会的に必要な NPO に経済的な支援ができるシステムができればよい。

委員 相談員をしているが、相談内容の幅が広い。県の相談窓口一覧や法テラスなどを活用すべき。人権については、関心を持つことが大事。

委員 学校に行く子の3分の2が学校は面白くないと言う。いじめの問題がある。

委員 行政相談は無料か？相談は無料でも、弁護士に頼むと有料だろう。今まで行政相談に行ってみたが、結局うやむやになった。本当にどこまでできるのか。

委員 相談まででその次のことがない。

森本人権政策監 行政相談はそれぞれの機関がやっている。相談止まりになっているのも現実。というのも、相談にこられた方だけでなく、相手方の意見も聞くことが必要だが、相手方は出てこない。そのあたりがなかなか難しい。良い解決ができないこともある。鳥取法務局には、年間約3,800件の人権相談があるが、実際に人権侵害と認められるものは220件程度。告訴に行くのは数件。

委員 お年寄りはどこに相談にいけばいいかわからない。最近、変な電話がかかってくるが、そういう相談をどこにしたよいかかわからないのではないかな。

森本人権政策監 法テラスはそのあたりの相談も受けている。

委員 民生委員に講習を受けさせて、相談を受けた際には民生委員が説明できるようにするのも一つの方法ではないかな。

橋本中央地域包括支援センター長（地域包括支援センターについて説明）

社会福祉士の専門職員もいる。相談事例等は、ケアマネージャーから地域包括支援センターに連絡が入り、センターが法テラスを利用することもある。

森本人権政策監 8次総の概要版に市長のマニフェストが載っているが、市役所に何でも相談窓口を作ることが書かれている。10月からは管理職が総合窓口に出ることになっている。お客様を窓口案内するのではなく、職員が来て対応することも考えている。

委員 困りごと相談や行政相談、人権相談があるが、なかなか足が運べない。間にたつのが民生委員だったら本音を言ってもらえるのではないかな。民生委員が自分から働きかけることが重要。相談体制はできているが利用されていない。マンツーマンで話した方が本音を聞くことができる。相談窓口のパンフレットもあるが、お年寄りは頭に入らない。大事にしまい込んで結局なくしてしまうこともある。声かけ、地域の密着、コミュニケーションをとっていくことが大事。

森本人権政策監 地域で実態がつかめるような、そういうつきあいをしてほしい。

部会長 これまで情報収集、相談窓口、民生委員の活動などについて話をした。民生委員協議会も会の中で高めてもらいたい。次は、児童虐待、高齢者虐待について話したい。  
下田子ども家庭支援室長（児童虐待への対応、市・警察・児童相談所の体制等について説明）

部会長 体制は万全なようだ。

委員 子どもの虐待防止ネットワーク（CAPTA）は何人くらいか。

下田子ども家庭支援室長 100人くらいだろうか。事務局は子ども学園で、会員自体は多い。

部会長 では、次に男女共同参画について話し合いたい。男女共同参画課長さん、説明を。

田中男女共同参画課長（男女共同参画の取り組みや、男女共同参画センターについて説明）

委員 男女共同参画より女男共同参画のほうがよいのでは。先日高校の学園祭に行ってきたが、男子生徒が料理をし、女子生徒は遊んでいた、これが女性の権利の向上か。男女

共同参画か。

田中男女共同参画課長 そういう現象があると言われていることは知っているが、それがめざしているものではない。自分らしさ、個性を生かせる社会をめざしましょうということ。

委員 男女共同参画は北欧でできた言葉。男も女も仕事ができるように、という意味。日本には、男女同権、機会均等という言葉がある。冷静に考えて男と女は違うもの。

田中男女共同参画課長 男女何でも一緒という風潮もあったが、市はめざしていない。部会長 啓発と言いながら末端にいくと間違ってくることもある。地域をとおして目に見える事業をしていけば変わってくる。

委員 一人ひとりが個人として自立して生活できることが大事。自立した2人が家庭をつくり、子どもたちも自立をめざしていく。

田中男女共同参画課長 アンケートをとると、女性は損をしていると感じる女性が多いという結果がでた。

委員 県の男女共同参画に関する会に出席したが、出席者は男ばかり。しっかりとした市の指導が必要。

森本人権政策監 昨年12月に国の見解が出た。お互いに認めていくことが目標。

委員 男女共同参画センターの名前だが、オブラートに包むとわかりにくい。はっきりとした名前のほうがよいのでは。「輝なんせ」はしゃんしゃん傘踊りの施設かと思った。

委員 括弧をつけて説明がほしい。

委員 言葉が先走って実態がともなっていない。お互いに手を携えていかないといけない。各団体への働きかけはどうしているのか。活動の輪を広げていかななくては。

田中男女共同参画課長 一部の団体だけでなく、広げていかななくてはいけない。PRで支所地域に行ったが、登録まではされなかった。登録団体のみでの活動だけでは地域に広げていけないので考えなくてはいけないところ。

委員 青年団が入るとよいのではないか。

部会長 人権擁護委員とはどういう制度か。

綾木人権推進課長 (人権擁護委員制度について説明)

部会長 他に人権問題全般にわたって何か意見はないか。

委員 鳥取市は1987年に「人権尊重都市宣言」、1994年には「鳥取市におけるあらゆる差別をなくす条例」等が制定されているが、果たして市民がどれだけこの条例の重みを考えて行動しているだろうか。あらゆる場面でさまざまな差別、人権侵害を見ており、もっと啓発してゆかなければと思う。現状では、守られてないと思う。

取り組みとして、地域の間人関係が希薄で地域の横のつながりをまずつくること。家庭、学校、職場等のあらゆる場で人権に対する正しい認識を持ち、学習の場をもっと設けることが必要では。

綾木人権推進課長 現状では守られていない。人権推進課でも相談窓口があり、相談を受けている。同和問題やパワハラ、近隣トラブルなど、人権意識の向上とともに相談も増えている。当課でも助言や関連機関への連絡を行っている。県の人権条例が見直し中だが、救済の手だてがないか考えている。地域・職場での取り組みが大事。公民館事業に組み込んでいる。町内での小地域座談会も行っている。企業に対する啓発活動も指導・

助言する。人権教育推進員も設置している。地域・企業での人権啓発を今まで以上に推進したい。

委員 私が受けた相談で、職場でのセクハラがあった。職場でのセクハラは、訴えれば居づらくなり、泣き寝入りすることになることもある。踏み込めない問題も多い。両方の立場の意見を聞く必要がある。人権擁護員は寄り添って話を聞き、一緒に考えていくようにしている。すぐ解決してもらえると期待していらっしゃる方も多いが、なかなか難しい。

委員 加害者を呼び出すことも人権相談なのではないか。人権擁護委員が間に入って行く必要があるのではないか。

委員 被害者の了解を得て、加害者のところへ行くこともある。

委員 被害者だけでなく加害者にも話をする必要がある。加害者も気づかないで人権侵害をしていることもある。

部会長 相談を受けるというのは大変だと思う。相談先の案内になってしまうこともある。双方の話を聞かないといけないこともある。自分の仕事をしようとすればするほど難しい。相談を受けたからには返事をしないとけない。法律問題でなく、人間社会における人権問題を解決しようと思ったら双方の話を聞かなくてはいけない。法律に係る問題でなければ、なんとかその場で話ができないものか。研修も必要。

委員 人権擁護委員はどう選ばれるのか。少なくとも自分自身は人権を守って、相談に行けるような人でないと困る。

委員 公募をするのがよいのでは。人格が偏った人ではだめ。交代があった方がよい。これからは関心の高い分野で、専門知識の深い人もでてくるだろうから、公募の方向で検討した方がよいのでは。

森本人権政策監 委員のあり方は国で検討中。人権擁護法案も検討中の段階。

委員 委員は人格的にも専門的にもそれなりのものをもった人でなくてはいけない。安易に再任してはいないか疑問。

森本人権政策監 適格性に欠けることがあれば解任もある。

部会長 交代があったほうがいい。立場が変わるとよいし、マンネリ防止になる。

森本人権政策監 長いと経験があってよいという意見と、新しい感覚で変えていかなければという両方ある。

委員 任期が3年では足りないのではないか。

委員 少なくとも口の堅い人でなければ。

部会長 人権侵害の具体例があれば。

委員 民生委員になるとよく相談を受けるが、どうしようもないことがある。相手の気持ちになってあげることしかできない。

森本人権政策監 人権擁護委員の選任方法について説明。

部会長 同和問題についてはどうか。

委員 同和問題と人権問題の関連についてはどうか。

久野同和対策課長（同和対策について説明）

委員 同和対策はソフト面を大切にしないとけないのではないか。

部会長 ハード面が走ってソフト面が遅れる。ソフト面への施策はどうか。隣保館が主体

なのか。以前よりゆるいように感じる。公民館ごとに同推協を作るにも公民館は人材不足だ。

久野同和対策課長 同推協について説明。

委員 同和問題があまりに多くて職場が大変。差別落書き等があるたびに責任者が呼ばれる。職場の負担になっている。

久野同和対策課長 市の小中学校で問題があったときは、教育委員会が責任をもって指導する。

委員 適切な指導がなされているかどうか。

部会長 差別問題が起こらないようにすることが大事。小地域懇談会を活用してはどうか。

委員 いつも同じ人が出席する。最近では、若い人が増えてきた。身近な話題が多く、組み立ても大変。きめ細かにやってらっしゃるが、なかなか続かないよう。市報の「同和問題シリーズ」を見ると、自分で考えていけないといけない問題だと思うが、次のステップが広がらない。自分に問題が起こらないと取り組みにくい。一生懸命がんばっている人もいる。

委員 同和対策が抱える問題はどうか。

久野同和対策課長 個人給付的な施策を今後どうするか、施設の維持管理とか様々。

県の調査では、同和地区の生活実態はあまりよくなっていないとの結果だった。そのズレをどうするか。

委員 奨学金の返還義務はあるのか。

久野同和対策課長 市への返還義務はない。

委員 非同和地区との平等はどうはかるのか。

久野同和対策課長 同和行政としてやってきた施策。それが今問題になっている。

委員 誰が矢面に立ってやるかが問題。

委員 同和地区の方なら誰でも、というわけではなく、所得制限がある。一人親家庭の支援もあり、支援体制は広げられている。

委員 格差があるのが問題。

久野同和対策課長 今見直しをしているところ。

森本人権政策監 判断を求められる時期にある。データをとって判断する。意見を聞いて検討する時期にあるが、最終的には議会の議決による。

部会長 子どもの人権についてはどうか。

森田児童家庭課参事 お子さんが保育所に入所されている保護者の方は保育所で相談してもらえたらいいし、入所されていない場合は児童家庭課に相談してもらえれば。保健センターにも子ども家庭支援室がある。子育て支援センターや子育て広場は多くの方に利用していただいている。子どもとの遊び方や関わり方を学んで帰られる。

委員 合併地域にもあるのか。

森田児童家庭課参事 合併地域にも子育て支援センターはあり、利用も多い。

部会長 保育士の現状はどうか。

森田児童家庭課参事 保育士は不足していない。市は国の基準より多く配置している。

人権教育は教科的に教えるものではない。大人が子どもを染めていくもの。保育すべてが人権教育という気持ちでやっている。

委員 家庭内など密室での虐待を防ぐ手だてではないものか。

森田児童家庭課参事 保育所に入所されているお子さんは、問題があれば家庭訪問をする。お子さんの顔が見られるまで帰らないこともある。保育所に入所していないお子さんについては地域との連携をとりたいと考えている。虐待ではないかもしれないが、そうかもしれないと思われたら連絡してほしい。保健センターでの検診等でも発見されることがある。

委員 問題が表面化しない子が問題。やはり民生委員が重要。いじめの問題も深刻。鉛筆を突き刺したり、教科書を隠されたりということが、いたる学校で起きている。すべての人が人格をもって生まれてくるわけだから何とかならないものか。

森田児童家庭課参事 親への支援が重要。

委員 病院で子どもとの関わり方のチラシを見たが、あれはいいなと思った。

森田児童家庭課参事 啓発用の冊子があるよう。身に付く前に身に付かせることが大事。  
部会長 小さい頃から人権意識が身に付くように、保育士さんなどがよくやってくれている。

次は、学校における人権教育について話し合いたい。

委員 偏見をなくしていくには、大人と就学以前の子どもたちに人権意識を植え付けていくことが大事ではないだろうか。

松ノ谷人権教育課長 以前は、同和問題を真に理解できればすべての差別問題は理解できるという方針だったが、学校現場は個々の問題の対応に追われ、真に理解させることが難しかった。個別具体的なアプローチから、普遍的な人権を真に理解すれば大人になってどんな問題も解決できるようになるという方針に転換している。基本的ルール、モラル、マナーを教えることからアプローチする。

委員 課の名前を「道徳教育課」にしてはどうか。

松ノ谷人権教育課長 道徳という手法が大切な部分を含んでいる。範疇は全般にわたる。学校教育の中の道徳。

委員 人を殴ると痛い、という平凡なことを教わっていないのではないか。昔は学校に入る前に覚えたが、今はそういうことを学校で教えていく必要が生じてくるのかもしれない。常識教育が必要。

部会長 昔は、子どもが殴られて帰れば、殴り返してこいと言われた。今はお互いに大事にしましょうという考え方。その考え方だと、一発殴られたら殴り返さないといけない。

委員 今の子どもは我慢、辛抱ができない。昔は、相手が参ったと言えればそれで終わり。そういうことを近所の兄ちゃん連中から教わった。今は、そういう子どもの社会がない。

委員 学校は「けんかをするな」という方針だから教えられない。そもそもけんかの現場がない。

委員 単純なことを親が教えていない。子どもの自由だと言ってほったらかしにしている。本来、子どもの自由は親が考えるべきこと。

松ノ谷人権教育課長 子ども一人ではなかなか問題を解決できない。仲間づくりを大切に  
する手法を取り入れている。

委員 すべてが同じルールではない。年齢によってルールはかわる。

委員 「三つ子の魂百まで」というが、国の方針を変えて子どもが3歳までは親が看る、

国はそのための支援をすることが必要。

部会長 それでは、そろそろ時間がきたのでここまでとしたい。小中学校の人権教育、道徳教育が大事。いじめなど問題は絶えないが頑張っていたきたい。

事務局 今年度は、次回の全体会の前に最後の部会をしたい。みなさんの意見をまとめたものを送るので、追加等があれば送っていただきたい。